

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年三月十二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ポルカ

所在地 高梁市中原町一〇八五一一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 協同組合ポルカ

住所 高梁市中原町一〇八四一一

代表者の氏名 代表理事 加藤 敏行

(2) 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三一一六

代表者の氏名 代表取締役社長 土屋 信明

(3) 名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市下本郷町二〇六一五

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 九千七百五十五平方メートル

(変更後) 一万二千百九十四平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 四百六十一台 (変更後) 四百八十七台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 二百二十一台 (変更後) 二百三十九台

ウ 荷さばき施設の面積

(変更前) 三百四十八・六平方メートル

(変更後) 四百三十九・六平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 百十八立方メートル

(変更後) 百四十・五立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 午前八時

その他 午前九時

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後十時

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 午後八時

その他 午後十時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場一及び二 午前八時から午後十一時まで

駐車場三及び四 午前八時から午後十時まで (ただし、繁忙期のみ利用することができる。)

(変更後)

駐車場一及び二 午前七時三十分から午後十一時まで

駐車場三 午前七時三十分から午後十時まで

駐車場四 午前八時から午後十時まで (ただし、繁忙期のみ利用することができる。)

エ 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 四箇所 (変更後) 二箇所

オ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後八時まで

(変更後) 荷さばき施設一 午前六時から午後八時まで

荷さばき施設二 午前六時から午後十時まで

4 変更年月日

平成二十二年十一月六日

二 届出年月日

平成二十二年三月五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十二年三月十二日から平成二十二年七月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び高梁市産業経済部商工観光課